

「令和3年度施策に関する提案（案）」について

令和2年5月28日
総務局

1 趣旨

令和3年度政府予算案や施策への本県主張の着実な反映を目指すため、国と連携・協力が必要なものについて、次の提案方針に基づき提案活動を実施する。

また、新型コロナウイルス感染症対策に関する提案についても、併せて実施する。

【提案方針】

| 提案方針 | 提案基準 |
|---|---|
| 1 本県（地域）の重点課題や、「ひろしま未来チャレンジビジョン」に基づく施策の推進上、ボトルネックとなる課題に対応するもの | 令和3年度政府予算案や施策に向け提案すべき優先度の高い、次の視点に立った施策等 |
| 2 国において法律・制度等の制定・改正等を検討しているもので、本県施策の推進に影響があるもの | ① 県政運営の基本方針に掲げる施策 ② 法律・制度改正が検討され、本県に重大な影響のあるもの |

2 提案内容

- (1) 令和3年度施策に関する提案（案）
- (2) 新型コロナウイルス感染症対策に関する提案（案）

3 提案活動

- 県選出国會議員への説明
日時：令和2年6月11日（木）午前8時30分～
場所：WEB会議
- 各省庁への提案活動
東京事務所職員から関係省庁へ提案書を手交

令和3年度施策に関する提案 項目

| 提案事項 | 提案概要 | 所管委員会 | 頁 | |
|--|---|-------------------------------|--------------|----|
| 1 創造的復興による新たな広島県づくり | (1) 被災者の生活支援・再建 | 生活福祉保健 | 2 | |
| | (2) 住民の主体的な避難を促す取組の推進 | | 3 | |
| | (3) 復旧・復興を支えるリソースの確保・充実 | | 4 | |
| | | (4) 登記手続の緩和及び適正な土地管理のための取組の推進 | 農林水産 | 5 |
| | | (5) 公共土木施設等の強靱化 | 建設 | 6 |
| | | (6) ため池の総合対策 | 農林水産 | 7 |
| | | (7) 水道施設の強靱化 | 生活福祉保健 建設 | 8 |
| 2 地方創生の推進 | (1) デジタルトランスフォーメーションの推進 新規 ・地域におけるDX人材の育成・確保に関する支援 等 | 総務 | 9 | |
| | (2) 人づくり革命の推進 ○ 妊娠期から子育て期までの切れ目のないサポート体制の構築 ○ 幼児教育・初等中等教育に係る質的向上と量的拡大 ○ 学びのセーフティネットの構築 | 総務 生活福祉保健 文教 | 13 | |
| | (3) 地方の産業競争力の強化 ① Well-to-Wheel 評価による取組の加速 ② DMOによる観光地経営の推進 ③ 暖冬により観光産業が被っている影響への支援 新規 ・軽油引取税の課税免除の特例措置の延長 等 | 警察・商工労働 | 17 | |
| | | | 18 | |
| | | | 20 | |
| (4) 農業の競争力強化 一部新規 ・農地中間管理事業に係る農業生産性向上の評価 | 農林水産 | 21 | | |
| 3 東京一極集中の是正 | (1) 企業等の地方移転の促進 | 警察・商工労働 | 23 | |
| | (2) 新たな過疎対策法の制定 | 総務 | 25 | |
| | (3) 地方分権改革の一層の推進 | | 26 | |
| | (4) 全国統一の人口移動統計調査の実現に向けた取組 新規 ・「転入届」・「転出届」等に、移動理由等の調査項目を追加 | | 27 | |
| 4 安心・安全な暮らしづくり | (1) 医療提供体制の確保 | | 生活福祉保健 | 28 |
| | (2) がん検診受診率の向上に向けた取組 | | 31 | |
| | (3) 鉄道ネットワークの維持・確保と利用促進の支援 新規 ・鉄道事業法制度について処理手続きの見直し 等 | 総務 | 32 | |
| | (4) 空き家対策の強化 新規 ・空き家除却の国庫補助要件撤廃、補助対象・補助率の拡充 等 | 建設 | 33 | |
| | (5) 建築物の耐震化の促進 | 生活福祉保健 建設 | 34 | |
| | (6) 外国人材の受入・共生 | 総務 警察・商工労働 | 36 | |
| | (7) 米軍機による低空飛行訓練の中止等 | 総務 | 38 | |
| 5 地方税財源の充実強化 | (1) 安定的に一般財源総額を確保する仕組みの構築等 | 総務 | 39 | |
| | (2) 市町の財政基盤の強化 | | 41 | |
| | (3) 水道事業の広域連携の推進 | 総務 生活福祉保健 | 42 | |
| | (4) 下水道施設の持続的な汚水処理機能の確保 | 建設 | 43 | |
| 6 社会資本整備の推進 | (1) 公共事業予算の安定的・持続的な総額確保 | 農林水産 | 45 | |
| | (2) 防災・減災に資する社会資本整備の推進 | 建設 | 46 | |
| | (3) 社会資本の適正な維持管理の推進・強化 | 建設 | 50 | |
| | (4) 道路ネットワークの整備促進等 | | 51 | |
| | (5) 交通の円滑化などによりまちづくりを促進する連続立体交差事業の推進 | | 55 | |
| | (6) 物流・交流の拠点となる港湾機能の強化 | | 56 | |
| | (7) 空港活性化に向けた経営改革の推進等 | | 59 | |
| 7 原子爆弾被爆者に対する援護措置の充実強化等 | (1) 原子爆弾被爆者・毒ガス障害者に対する援護措置の充実強化 | 生活福祉保健 | 61 | |

※別途、新型コロナウイルス感染症対策に関する提案

令和3年度施策に関する提案 (案)

令和2年6月
広島県

広島県の行政施策の推進につきましては、かねてより格別の御高配をいただき、厚くお礼を申し上げます。

平成30年7月豪雨では、発災直後から復旧・復興に向け、砂防・治山など大規模な直轄事業の実施や、令和元年度補正予算及び令和2年度当初予算による財政措置など迅速な支援を賜り、感謝申し上げます。

また、新型コロナウイルス感染症対策につきましては、速やかに補正予算を成立させていただくなど、感染拡大防止に向けて全力で取り組んでいただいております、重ねて感謝申し上げます。

本県では、被災された住民の皆様の一日も早い日常の回復が図られるよう、「平成30年7月豪雨災害からの復旧・復興プラン」の達成に向けた取り組みを進めるとともに、新型コロナウイルス感染症対策につきましては、国の緊急経済対策も活用して県として補正予算を成立させるなど、感染拡大防止対策と医療提供体制の確保、経済的な影響を受けている県民の皆様の暮らしや事業を維持していくため、さまざまな緊急対応策を実施しております。

このような中、新型コロナウイルス感染症対策の取組を進める上での課題につきましては、別途取りまとめた提案をさせていただきます。

また、国におかれましては、全世代型社会保障制度の構築に向けて、消費税増収分を活用した社会保障の充実、経済対策の着実な実行、歳出改革の取組の継続を推進していくこととされております。

こうした中、本県といたしましても、

- ・急速に開発が進むデジタル化社会の到来へ向けて、先端技術やビッグデータを活用して様々な社会課題の解決と県勢発展を目指す「デジタルトランスフォーメーションの推進」
- ・社会で活躍する人材の育成、子供の健やかな育ちを支える環境の充実などによる「希望をかなえるための後押し」

といった、経済成長や人材の育成など、これまでの取組によって現れてきた成果や、新たに育ちつつある成長の芽を県民の皆様にご実感いただけるよう、「欲張りなライフスタイルの実現」に向けて、更なる成果の獲得に向けて取り組んでまいります。

本県のような施策の推進に向けて、喫緊の課題で国との連携・協力が不可欠な事項等について提案をいたしますので、令和3年度政府予算の編成及び施策の決定に当たり、格別の御理解・御配慮を賜りますようお願い申し上げます。

令和2年6月

広島県知事 湯崎 英彦
広島県議会議員 中本 隆志

1 創造的復興による新たな広島県づくり ～平成30年7月豪雨災害からの復旧・復興プラン～

復旧・復興に向けて

- 平成30年7月豪雨災害で被災された皆さまの一日も早い日常の回復が図れるよう、復旧・復興プランに基づき、
「安心を共に支え合う暮らしの創生」 「未来に挑戦する産業基盤の創生」
「将来に向けた強靱なインフラの創生」 「新たな防災対策を支える人の創生」
の4つの柱により、速やかな復旧・復興に全力で取り組んできた。
- こうしたなか、
 - ・ みなし仮設住宅等、仮住居住まいの方がピーク時の約1,300世帯から368世帯にまで減少
 - ・ 被災者の生活再建に向け、5,000を超える対象世帯全てに対して、個別支援計画を策定
 - ・ 全国最多の4万7329か所の土砂災害警戒区域の指定を完了するとともに、避難行動の分析結果等も踏まえ、ソフト・ハード両面からより効果の高い被害防止策を推進するなど、復旧・復興に向けた動きは着実に進んでいる。
- しかしながら、被災前の状態よりさらに良い状態に力強く押し上げるための創造的復興を成し遂げるためには、中長期的な視点に立った更なる取組が必要である。
- このため、国において、本県の目指す創造的復興が実現できるよう、適切な対策を講じるとともに、財政面等において、これまで以上の後押しを行うよう強く要望する。

1 創造的復興による新たな広島県づくり ～平成30年7月豪雨災害からの復旧・復興プラン～

創造的復興

『創造的復興による新たな広島県づくり』が、県内各地で進展中

安心を共に支え合う暮らしの創生



地域共生社会プラットフォーム

地域共生社会の実現に向けて、どのような手法が効果的か、モデル事業を通じて検証

未来に挑戦する産業基盤の創生



事業承継事例集

地域にとって大切な会社や事業を残すため、事業承継のモデルとなる取組事例集を作成

将来に向けた強靱なインフラの創生



災害関連緊急砂防事業

被災前の構造にこだわることなく、被害の発生の要因を踏まえた工法の選定等により、強靱なインフラを整備

新たな防災対策を支える人の創生



自主防災組織の訓練

県内の各地域で防災活動をリードする自主防災組織の強化やその中心となる人材育成が拡大

1 創造的復興による新たな広島県づくり

(1) 被災者の生活支援・再建

国への提案事項

災害救助法及び被災者生活再建支援制度等の見直し

- 応急仮設住宅の供与期間は発災から2年となっているが、災害関連事業の進捗の状況により、住宅の再建が困難となる被災者がいることから、応急仮設住宅の供与期間の延長に係る財政措置を行うこと。
- 全壊から大規模半壊まで対象となっている被災者生活再建支援制度について、半壊・一部損壊を支給対象とすること。
- 心身の手厚いケアのため、戸別訪問による健康管理・精神保健活動やDHEAT（災害時健康危機管理支援チーム）について、災害救助法の対象とするなど、柔軟な運用を行うこと。
- 避難所生活を余儀なくされる被災者の心身の負担を軽減するため、避難所になり得る公共施設の環境整備（クーラーの設置、トイレの洋式化等）に対する財政措置を行うこと。

【提案先省庁：内閣府、文部科学省、厚生労働省】

1 創造的復興による新たな広島県づくり

(1) 被災者の生活支援・再建

現状/広島県の取組

【災害救助法】

○救助範囲が避難所の避難者に限定されており、在宅の避難者は対象外となっている。

○法の適用(平成30年7月豪雨災害)

| | |
|------|---|
| 適用日 | 平成30年7月5日 |
| 適用地域 | 広島市、呉市、竹原市、三原市、尾道市、福山市、府中市、東広島市、江田島市、府中町、海田町、熊野町、坂町 |
| 救助内容 | 避難所の設置、応急仮設住宅の供与、食料・飲料水・生活必需品の給与、医療、住宅の応急修理等 |

【被災者生活再建支援制度】

○過去の災害において、被害の件数の多い、半壊及び一部損壊世帯が支給対象となっていない。(被災者生活再建支援法第3条2項)

| 年度 | 全壊 | 半壊 | 一部損壊 | 計 |
|------------------|--------|--------|--------|--------|
| 平成26年 広島市土砂災害 | 179棟 | 217棟 | 189棟 | 585棟 |
| 平成30年 7月豪雨災害 | 1,162棟 | 3,628棟 | 2,166棟 | 6,956棟 |

※令和元年7月3日現在

課題/目標

【災害救助法】

- 被災者に対して、心身の手厚いケアを行うため、
 - ・ 自宅や応急仮設住宅等の被災者への支援(戸別訪問による健康管理・精神保健活動など)を救助の対象に追加
 - ・ 避難所になり得る公共施設の環境整備(クーラーの設置、トイレの洋式化等)に対する財政措置
- 応急仮設住宅の供与期間の延長及び延長に伴う財政措置

【被災者生活再建支援制度】

- 全国知事会の試算では、半壊の場合280万円程度、一部損壊の場合200万円程度の修繕費がかかっており、「生活基盤に著しい被害」が生じていることから、一部損壊世帯まで支給対象の拡大が必要

令和2年度概算要求等の状況

- ◆防災対策の充実(災害復旧・復興)(内閣府)
54億円(前年度比101.6%)

1 創造的復興による新たな広島県づくり

(2) 住民の主体的な避難を促す取組の推進

国への提案事項

住民の主体的な避難を促す取組の推進

- 国において、警戒レベルの導入が住民に浸透するよう、更なる周知を行う等、住民の早めの避難行動につながる取組を強化すること。
- 指定緊急避難場所・指定避難所の開設や運営費用に係る国の財政措置等、住民の主体的な避難を促す取組について、継続的な支援制度を創設すること。
- 土砂災害警戒区域の指定や浸水想定区域の見直しなどに伴うハザードマップの更新・周知に係る取組について、国の財政措置の更なる充実を図ること。

【提案先省庁：内閣府、総務省、国土交通省】

1 創造的復興による新たな広島県づくり

(2) 住民の主体的な避難を促す取組の推進

現状／県の取組状況

- 住民主体の避難行動等を支援する防災情報の提供
国の避難ガイドラインの改正に伴い、県のガイドラインを早急に改正するとともに、市町のガイドラインの改正支援を行い発令基準の統一を行った。
- 避難行動等の研究を踏まえた取組
県民の避難行動とその理由などを調査し、防災や行動科学等の専門家による調査・分析を実施し、避難所について次のことが示唆された。
 - ・災害当日の収容人数、駐車場の空き情報、避難場所までの経路の安全性などの情報発信を通じて、災害当日の避難場所に関する適切な情報を知らせることが必要。
 - ・指定避難場所にこだわらない、避難場所(商業施設やホテル、親せきの家)を複数確保するよう、促すことが必要。
- 「基礎調査実施計画」に基づく土砂災害警戒区域等の指定が令和2年3月26日に完了
今後、土砂災害警戒区域等の認知度を更に向上させるため、小学校区ごとに「土砂災害警戒区域等を示した標識」を設置し、地域住民が土砂災害のリスクを意識し、伝承や防災学習などに活用するよう働きかける。

課題

- 住民の警戒レベルや避難情報に関する理解や、警戒レベル相当情報の周知が十分ではない。また、災害時の情報伝達の取組や位置づけが十分ではない。
- 住民に早めの避難行動を促すためには、市町が指定緊急避難場所・指定避難所を早めに開設する必要があるが、近年、大規模災害の頻発化に伴い、開設や運営費用の増加が懸念される。
- 市町村はハザードマップの配布その他必要な措置を講じなければならない(土砂災害防止法第8条第3項、水防法第15条第3項)ため、ハザードマップの更新など、住民の主体的な避難を促す地方自治体の施策に対する国の更なる財政措置が必要である。

1 創造的復興による新たな広島県づくり

(3) 復旧・復興を支えるリソースの確保・充実

国への提案事項

消防防災ヘリコプターの運航体制の強化

- 消防防災ヘリコプターの2人操縦体制による安全運航のため、航空業界等に対して積極的に操縦士の増員を働き掛けるなど、技量・経験のある操縦士の育成・確保の対策を講じること。
- 2人操縦体制の導入に要する経費について、十分な財政措置を行うこと。

【提案先省庁：消防庁，国土交通省】

1 創造的復興による新たな広島県づくり

(3) 復旧・復興を支えるリソースの確保・充実

現状／県の取組状況

- 広島県消防航空隊は、操縦士1名、整備士1名、救助隊員4名の6名体制を基本として運航
救助隊員4名は市町消防の職員
操縦士及び整備士は民間へ委託
- 運航受託企業(中日本航空株式会社)の操縦士は防災航空隊への常駐操縦士1名と、交代操縦士4名を登録
- 操縦業務等の分担やCRM(クルー・リソース・マネジメント)※に必要となる実施マニュアルは整備していない。
- 消防庁は、H29年3月、H30年8月の防災ヘリコプターの相次ぐ墜落事故を受け、その安全性の確保のため、各自治体に対し、「消防防災ヘリコプターの運航に関する基準」を勧告し、2人操縦体制、CRMの計画的導入、操縦士の訓練、運航安全管理者の配置等を求めている。

●操縦体制

| | |
|------|------|
| 2人体制 | 23団体 |
| 1人体制 | 32団体 |

●運航体制

| | |
|------|------|
| 自主運航 | 19団体 |
| 委託運航 | 34団体 |
| 混合 | 2団体 |

課題

- 消防防災ヘリコプターは、全国55団体において75機が運用されているが、高度な技術を有した操縦士の不足等により、多くの団体で2人操縦体制確保が困難な状況である。さらに、今後、ベテラン操縦士の大量退職が見込まれており、操縦士の養成・確保が喫緊かつ重要な課題となっている。
- 2人操縦体制を導入する場合、運航受託企業において、常駐操縦士が2名、交代操縦士が6名必要となり、消防防災ヘリコプターに充てられる操縦士が圧倒的に不足している。
- 2人操縦体制の導入に要する経費について十分な財源措置がなされていない。

【必要経費】

| | |
|-----------|---------|
| 1人操縦体制の場合 | 1.1億円／年 |
| 2人操縦体制の場合 | 1.5億円／年 |

※クルー・リソース・マネジメントとは

チームメンバーの力を結集して安全運航を達成するために、対人関係や協調性などを専門的技術として訓練で身につけさせ、チームの業務遂行能力を向上させること。

1 創造的復興による新たな広島県づくり

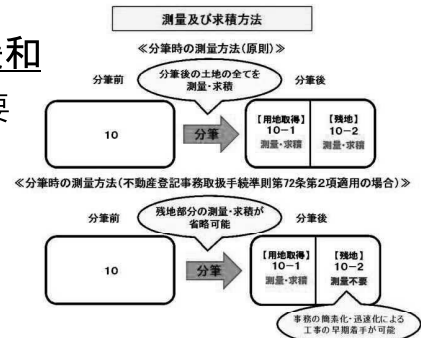
(4) 登記手続の緩和及び適正な土地管理のための取組の推進

国への提案事項

1 災害関連事業における不動産登記法取扱いの緩和

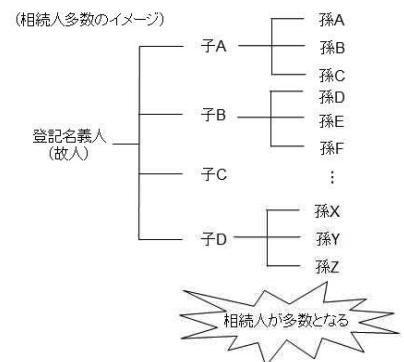
災害関連事業※については、迅速に事業を進める必要があることから、不動産登記事務取扱手続準則第72条第2項を一律に適用し、用地を取得しない土地(残地)について、測量等を省略できるようにすること。

※災害関連緊急事業、激甚災害対策特別緊急事業、災害復旧助成事業



2 「所有者不明土地問題」に関する検討・制度化

法務省において手続が進められている民法及び不動産登記法等の改正について、相続登記の義務化など、所有者情報を円滑に把握できるよう、引き続き検討を進め、すみやかに結論を得て制度化すること。



【提案先省庁:法務省】

現状

1 災害関連事業における不動産登記法取扱いの緩和

- 公共事業に必要な土地を取得する際に分筆を要する場合、不動産登記規則により、原則として分筆後の土地についても測量する必要がある。
- 不動産登記事務取扱手続準則第72条第2項には、分筆前の土地が広大な土地であって、分筆後の土地の一方がわずかであるなど特別な事情があるときに限り、分筆後の1筆(通常は残地)について、測量等を省略することが可能とされている。
- ただし、「広大な」、「特別な事情」などの条件について法令等で明確に定められていないため、事案ごとに法務局と協議しながら進めている。

2 「所有者不明土地問題」に関する検討・制度化

- 人口減少・高齢化の進展に伴う土地利用のニーズの低下や地方から都市等への人口移動を背景とした土地の所有意識の希薄化等により、所有者不明土地が全国的に増加しており、今後、相続機会が増加する中で、所有者不明土地も増加の一途をたどることが見込まれる。
- これらの所有者不明土地は、公共事業において、所有者の特定に多大なコストを要し、円滑な事業実施への大きな支障となっている。
- 国においては、所有者不明土地問題の解決に向け、相続登記の義務化など、民法、不動産登記法の見直しや、登記簿と戸籍等を連携するための方策の検討が行われ、2020年までに制度改正の実現を目指している。

1 創造的復興による新たな広島県づくり

(4) 登記手続の緩和及び適正な土地管理のための取組の推進

課題

1 災害関連事業における不動産登記法取扱いの緩和

- 特に、平成30年7月豪雨災害では、県内の広範囲で土砂災害が多数発生し、膨大な災害関連事業を迅速に実施する必要が生じているが、被災箇所の多くは、地形が急峻であり、一筆の面積が広大な土地もあることから、境界確定や測量に時間を要している。
- 不動産登記事務取扱手続準則第72条第2項が適用されれば、測量業務等の一部を省略することが可能となるが、事案ごとに事前協議が必要であり、また、その取扱いが異なるなど統一が図られていない。

2 「所有者不明土地問題」に関する検討・制度化

- 相続が生じても登記が行われていない土地については、相続調査に多大な労力が費やされ、相続人の中には遠方居住者が発生することから、連絡調整等に時間を要するなど、事業推進の隘路となっている。

1 創造的復興による新たな広島県づくり

(5) 公共土木施設等の強靱化

国への提案事項

1 インフラ強靱化のための財政措置及び技術的支援

- インフラの強靱化を着実に進められるよう、「防災・減災、国土強靱化のための3か年緊急対策」の実施後においても、地方単独事業による防災インフラ整備に対する財政措置(緊急自然災害防止対策事業債)の継続を含め、同様の措置がなされるよう配慮すること。
- 平成30年7月豪雨災害による被災地の一日も早い復旧・復興に向け、改良復旧事業等に引き続き取り組む必要があることから、これらの取組に対する財政措置・技術的支援を行うこと。

2 土砂災害箇所等の早期復旧と再度災害防止の推進

- 平成30年7月豪雨災害では、県内の広範囲で土砂災害が多数発生しており、早期の復旧と再度災害防止を推進するため、県が行う砂防激甚災害対策特別緊急事業等の推進、直轄による特定緊急砂防事業等の推進について特段の配慮を行うこと。

災害復旧事業

| | |
|---------------|---|
| 災害復旧 (決定額) | [県事業] 2,550箇所630億円 [市町事業] 2,930箇所355億円(広島市を除く) |
|---------------|---|

土砂災害防止施設等

| | |
|---------------|---|
| 砂防 (激特事業等) | [国直轄] 広島西部山系直轄砂防事業区域内 (広島市安佐北区口田南等4地区) 県からの要望を受け実施する地区 (呉市天応等5地区) [県事業] 坂町小屋浦等125箇所 |
| 治山対策 | [県事業] 呉市安浦町中畑外175箇所 |

改良復旧事業等

| | |
|----|---|
| 道路 | (主) 呉環状線 災害関連事業 |
| 河川 | [県事業] 二級河川沼田川水系沼田川等 河川激甚災害対策特別緊急事業 一級河川太田川水系三篠川 災害復旧助成事業 [市町事業] 普通河川 西福地川 災害関連事業(三原市) |
| 砂防 | [県事業] 二級河川瀬野川水系ひよき川 災害関連事業 |

【提案先省庁:財務省, 農林水産省, 国土交通省】

平成30年7月豪雨災害 主な対応状況

| 区分 | 箇所数 | R2.4月末の状況 |
|------|-------|-----------------|
| 災害復旧 | 2,550 | 918箇所完成 |
| 緊急事業 | 砂防 | 85 14箇所完成 |
| | 急傾斜 | 26 17箇所完成 |
| | 治山 | 59 8箇所完成 |
| 改良復旧 | 道路 | 1 工事中(R2年度完成予定) |
| | 河川 | 2 工事中(R4年度完成予定) |
| | 砂防 | 1 工事中(R2年度完成予定) |



1 創造的復興による新たな広島県づくり

(6) ため池の総合対策

国への提案事項

1 農業用ため池の総合対策の推進

- 「防災・減災, 国土強靱化3か年(H30~R2)緊急対策」に基づく, ため池の総合対策に係る財政措置を着実に進めるとともに, 令和3年度以降も同様の措置がなされるよう配慮すること。

2 適切な管理・保全のための財政措置

- 「農業用ため池の管理及び保全に関する法律」に義務付けられた地方公共団体の役割を適切に果たすことができるよう, ため池の箇所数などの実態に即した地方財政措置を講じること。
- また, ため池の利用者による管理が適切に行われるよう「管理者の負担軽減策の検討」や「必要な財政措置」などを行うこと。

◀土石流が直接流入し決壊したため池▶

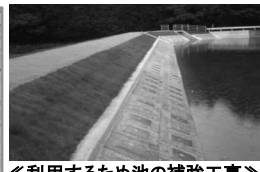
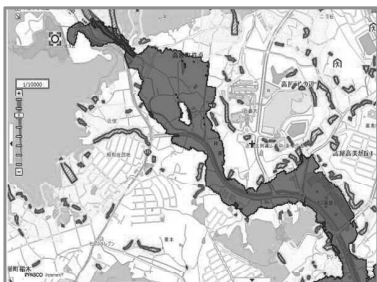


【提案先省庁:総務省, 財務省, 農林水産省】

現状/広島県の取組

- 平成30年7月豪雨災害で, 堤体の決壊や損壊等により下流への被害が発生したことを受け, 「ため池の整備・廃止・管理等に関する方針」を策定し, 人への被害のおそれがあるため池は, 全て, 「防災重点ため池」に選定した上で, 次の対策を進めている。
 - ▶住民の迅速な避難行動につなげるための対策
 - ▶利用するため池の管理強化と補強対策
 - ▶利用しなくなったため池の統合・廃止対策

広島県内の農業用ため池 18,938箇所
 うち防災重点ため池 7,798箇所(約4割)
 ※ 全国で2番目に箇所数が多い 令和2年3月末時点



◀利用するため池の補強工事▶

◀迅速な避難行動につなげる対策▶
 ため池の位置や決壊時の浸水想定区域の情報を住民に提供することにより, 豪雨時などにおける住民の迅速な避難へ繋げる。



◀利用しなくなったため池の廃止工事▶

1 創造的復興による新たな広島県づくり

(6) ため池の総合対策

課題

- 対策の対象となる箇所が極めて多く, 実態把握に時間を要することに加え, 対策工事への着手には関係者との調整などに期間を要することから, 令和3年度以降も, 地方負担の軽減への配慮が必要である。

【参考】 現行のため池対策に係る地方債

| 地方債の区分 | 充当率 | 交付税措置 |
|----------------------------|------|----------------|
| 公共事業等債 | 90% | 20% |
| 防災・減災・国土強靱化緊急対策事業債(令和2年度迄) | 100% | (国補)50%(単独)70% |

- また, ため池管理者や地方公共団体が農業用ため池の管理及び保全に関する法律で課された義務を適切に果たせるよう, 必要となる農業行政経費の算定においてはため池の箇所数などを考慮するなど, 継続的な財源確保を国の責務として措置していくことが必要である。

- 加えて, ため池の利用者による管理が適切に行われるよう管理者の負担軽減策を検討するとともに, 行政による管理者支援などへの財政措置の充実も必要である。



1 創造的復興による新たな広島県づくり

(7) 水道施設の強靱化

国への提案事項

水道施設の強靱化対策のための財政措置

1 水道事業及び水道用水供給事業

- 緊急対策を進める上で要件緩和がされ、対象施設が増える中、R3年度以降も引き続き強靱化対策事業を実施する必要があるため、財政措置を講じること。

2 工業用水道事業

- 緊急対策を進める上で要件緩和がされ、対象施設が増える中、R3年度以降も引き続き強靱化対策事業を実施する必要があるため、財政措置を講じること。
- 強靱化事業について、一般会計からの繰出基準の拡大及び地方交付税による財政措置を行うこと。

【提案先省庁：総務省，厚生労働省，経済産業省】

課題

- 平成30年7月豪雨災害をはじめ、全国で記録的な豪雨災害が頻発しており、災害や事故等に強い水の安定供給体制を早急に構築する必要がある。
- 強靱化対策事業に係る費用は多大であり、投資の増大による経営への負担は、県民や企業への料金転嫁につながる。
- 国の防災・減災、国土強靱化のための集中的な対策期間(H30～R2年度の3年間)が、R2年度で終了するが、その期間終了後も引き続き、強靱化対策を実施する必要がある。

1 創造的復興による新たな広島県づくり

(7) 水道施設の強靱化

広島県の取組

【県営水道】

- 平成30年7月豪雨災害等を踏まえ、全ての水道施設の被災リスクを改めて洗い出し、必要な対策を実施することで、災害や事故等に強い水の安定供給体制を構築する「県営水道施設の強靱化対策事業」を実施している。
- 強靱化対策として、「浸水対策」、「水管橋対策」、「地震対策」等を実施しており、令和3年度以降も継続して対策をすることとしている。

＜浸水対策：外周壁や水密化等による防護＞



外周壁による防護



上層階へ移設



低層階の窓を封鎖

水密扉の設置

参考(国の予算及び国庫補助制度等)

| 区分 | 内容 | | | | | |
|------|---|-------|-----|-------|----|---|
| 水道 | 予算 水道施設の緊急点検対策(全国枠) R元補正：214億円，R2当初：211億円 | | | | | |
| | 厚生労働省 国庫補助 水道水源開発等施設整備費国庫補助金交付要綱 ・要件緩和により、昨年度までの対象要件(1事業体1浄水場のみ)から、断水の影響が大きい取・浄水場や対策の計画のある取・浄水場の下流の配水池・ポンプ場に対象が拡大された。 <強靱化対策が必要な箇所数(県営：R元～)> <table border="1"> <thead> <tr> <th>取水場</th> <th>浄水場</th> <th>送配水施設</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>3</td> <td>5</td> <td>17</td> </tr> </tbody> </table> ※ R2までの採択は1浄水場，1取水場 | 取水場 | 浄水場 | 送配水施設 | 3 | 5 |
| 取水場 | 浄水場 | 送配水施設 | | | | |
| 3 | 5 | 17 | | | | |
| 工業用水 | 予算 経済産業省 国庫補助 防災・減災、国土強靱化対策(全国枠) R元補正：7億円，R2当初：10億円 | | | | | |
| | 工業用水道事業費補助金交付要綱 ・要件緩和により、昨年度までの対象要件(施設の更新・耐震対策)に浸水対策と土砂災害対策が加わった。 <強靱化対策が必要な箇所数(県営：R元～)> <table border="1"> <thead> <tr> <th>更新</th> <th>耐震</th> <th>新設</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>17</td> <td>7</td> <td>10</td> </tr> </tbody> </table> | 更新 | 耐震 | 新設 | 17 | 7 |
| 更新 | 耐震 | 新設 | | | | |
| 17 | 7 | 10 | | | | |
| 繰出金 | 総務省 平成31年度の地方公営企業繰出金について(通知) ・上水道事業の緊急点検対策(国庫補助対象)は繰出対象であるが、工業用水道事業は対象外である。 | | | | | |

2 地方創生の推進

(1) デジタルトランスフォーメーションの推進

概要

- AI, IoT, ロボティクス等のデジタル技術やビッグデータを活用したデジタルトランスフォーメーションと呼ばれる潮流が到来している。この潮流は、日本のどこからでも世界とつながって仕事ができ、日本のどこでも教育や医療など必要なサービスを利用できるなど、産業構造やビジネスモデル、働き方・暮らし方、生活スタイルそのものに変革をもたらすとともに、社会をより便利で快適に、豊かに変える可能性を秘めている。
- 本県においても、この潮流を、省力化や新たなサービス・付加価値の創出による生産性向上や競争力強化といった経済発展と、人口減少・少子高齢化に伴う労働力不足や地域活力の低下などの社会課題の解決の双方を実現する好機として捉え、持続可能な社会の実現につなげていく必要がある。
- このため、令和元年7月に広島県庁に全部局を横断するデジタルトランスフォーメーション推進本部を設置し、「スーパー・スマート 広島県」を目指す姿として掲げて、取組を進めているところである。
- 本県の目指すデジタルトランスフォーメーションが実現できるよう、国においては、必要な環境整備やこれに取り組む地方自治体や企業等に対して必要な支援を行うなどして、デジタルトランスフォーメーションを力強く推進していただきたい。

2 地方創生の推進

(1) デジタルトランスフォーメーションの推進

概要

広島県のデジタルトランスフォーメーション推進方針

「仕事・暮らしのデジタル化」、「地域社会におけるデジタル化」、「行政のデジタル化」を3つの柱で推進するとともに、これらの基盤となる人材育成と官民データ連携の構築に向けて取り組む。

仕事・暮らしのデジタル化

- 官民が連携して社会課題を解決
- 県内産業の生産性向上・競争力強化

地域社会におけるデジタル化

- 中山間地域をはじめとする地域課題の解決
- 都市の機能・サービスの効率化・高度化

行政のデジタル化

- インフラの整備・維持管理、防災・減災などの行政サービス等のデジタル化を進め、県民の利便性を向上
- 行政の内部業務の効率化

人材育成・集積

官民データ連携

DX推進を支える基盤

2 地方創生の推進

(1) デジタルトランスフォーメーションの推進

国への提案事項

1 地域におけるDX人材の育成・確保に関する支援

- デジタル技術やデータ活用による課題解決やビジネス創出に精通した専門人材の派遣，専門人材を確保する際の経費に対する財政的支援など，地域におけるDX人材の確保に関する支援を拡充すること
- DX人材の育成・確保に取り組む地方自治体や企業に対する支援を拡充すること
 - ・ デジタル技術の動向やデータ活用に関する事例等の共有・発信の強化
 - ・ DX人材育成のためのプログラムや教材の開発・提供
 - ・ 地域における講習会等への講師派遣や開催経費等に対する財政的支援の拡充

【提案先省庁：内閣府，総務省，経済産業省】

広島県の取組

- デジタル技術を活用したオープンな実証実験の場「ひろしまサンドボックス」の構築や「ひろしまサンドボックス推進協議会」の活動を通じたデジタル人材の育成・集積。
- 「広島大学デジタルものづくり教育研究センター」を中心に，産学金官が一体となって，県内産業のデジタル化を担う人材を育成。

課題

- デジタル技術を安全かつ円滑に導入・活用できる人材や，新たな製品・サービスの創出や異分野連携の核となる人材等が不足。
- 県民全体のデジタル技術やデータ活用の理解の底上げを図るとともに，地域においてDXを担う人材を育成することが必要。

2 地方創生の推進

(1) デジタルトランスフォーメーションの推進

国への提案事項

2 Society5.0の実現を支える情報通信インフラの確保に関する支援

- 通信事業者に対し，光ファイバ網の未整備地域の早期解消，5Gサービスの早期提供及びサービス提供開始予定の公表を促すこと
- 通信事業者による情報通信インフラの整備・維持管理・更新が見込めない地域における整備費用や維持管理・更新費用に対する財政的支援の拡充，通信事業者への譲渡に関するルール整備など情報通信インフラの確保に必要な支援を講じること
- Society5.0時代を見据え，ブロードバンドサービスをユニバーサルサービスとすることを含め，情報通信インフラの確保の在り方について必要な制度整備等を行うこと

【提案先省庁：内閣府，総務省】

広島県の取組

- 光ファイバ網の未整備地域や公設情報通信インフラの維持管理・更新が負担となっている地域が存在。
- 5Gは，地域課題解決に必要な情報通信インフラとして，都市部だけでなく，中山間地域や離島などにおいても早期整備が期待。

課題

- 光ファイバ網の未整備地域においては，整備費用が高額であるため整備が進まない。
- 公設インフラの維持管理・更新費用が自治体の財政を圧迫。維持管理・更新費用が高額であるため，民間事業者への譲渡も困難。
- 通信事業者の提供する5Gサービスの提供開始予定が公表されておらず，地域におけるDXの計画策定が行いづらい。

国への提案事項

3 スマート自治体^{※1}の推進に関する支援

- 行政手続のオンライン化について、国の行政手続と合わせてオンライン化を行うことが合理的であるものについては、国が主導して取組を進めること
- 自治体クラウド導入や情報システムの共同利用、情報セキュリティクラウドの更新に必要な経費に対する財政的支援や推進方針などの情報の早期提供を行うこと
- 市町村の支援を行う都道府県に対し、財政的支援を講じること

※1 AIやロボティクス等の技術を駆使して、効果的・効率的に行政サービスを提供する自治体 【提案先省庁：内閣府，総務省】

広島県の取組

- 行政手続のオンライン化に向けた取組を推進
- 自治体クラウドの導入、情報システムの共同利用に向けた取組を推進。
- 平成28年度に総務省の補助金を活用して情報セキュリティクラウドを構築。

課題

- 行政手続の棚卸等の作業が膨大。
- 自治体間で情報システムの更改時期や業務プロセスが異なり、調整事項が多岐にわたる。
- 共同利用を段階的に行う場合、先行実施自治体に対する財政的支援がない。
- 県が市町に助言等を行う際に必要な経費に対する支援が不十分。
- 令和3年度末に情報セキュリティクラウドの契約期間が5年を経過するため、早急に今後の方針を決定することが必要。

国への提案事項

4 企業DXの推進に関する支援

- 企業等のDXに関する理解を醸成するため、企業等がDXを推進する際に参考とする優良事例やガイドライン等の提供・発信や講演会・講習会等を実施すること
- 中小企業等におけるデジタル技術の導入による生産性向上支援に加え、中小企業等におけるデジタル技術やデータ活用への理解を促進するため、デジタル技術の動向や優良事例等の共有・発信、講習会の実施などの支援を講じること
- 地域企業等に対してDXの理解醸成や取組支援を行う地方自治体に対し、人的・財政的支援を講じること

【提案先省庁：内閣府，経済産業省】

広島県の取組

- 企業等がデジタル技術やデータを活用して新たな付加価値を創出できる環境を整備。
 - ・ 講演会の開催やIoT活用の支援，eラーニングカリキュラムの開発
 - ・ ものづくりのデジタル化を担う人材の育成
 - ・ デジタル技術やデータ活用のノウハウを持つ企業・人材の集積

課題

- 実証事業を行うなどデジタル投資を行うもののビジネス変革には至っていない。
- デジタル技術の導入による生産性向上に取り組めていない中小企業等も存在。デジタル技術やデータ活用に対する理解を促進する支援が不十分。

国への提案事項

5 スマートシティ^{※2}・スーパーシティ^{※3}の実現に関する支援

- スマートシティ・スーパーシティの実現に向けて取り組む地方自治体に対し、実証・実装事業の支援に加え、職員向けの研修やアドバイザーによるコンサルティングなど、計画策定や合意形成における支援を講じること
- 「スマートシティ官民連携プラットフォーム」において、スマートシティの推進方針、支援策、先行事例等を整理し、適時の発信に努めるとともに、スマートシティ実現に取り組む地方自治体と、企業や大学・研究機関等のマッチング機能を強化すること

※2 都市の抱える諸課題に対して、デジタル技術を活用しつつ、マネジメント(計画、整備、管理、運営等)が行われ、全体最適化が図られる持続可能な都市または地区

※3 物流、支払い、行政、医療・介護、教育等の複数の領域にまたがるスマートシティ

【提案先省庁：内閣府，総務省，経済産業省，国土交通省】

広島県の取組

- 県内の複数の市町においてスマートシティ・スーパーシティの実現に向けた取組が進められており、市町の取組を県も支援。

課題

- 地域のニーズを踏まえた計画策定やステークホルダーとの調整などの合意形成が難航し、実証事業は行うものの実装に至らない。
- 依然として各府省による支援策が縦割りであり、目指すべきスマートシティの姿の検討や支援策の活用がしづらい。

国への提案事項

6 官民が良質なデータを活用できる環境の整備に関する支援

- データ保有者であり、データを活用する者となりうる住民や民間企業、地方自治体がデータ流通環境の整備の重要性を理解する機会を積極的に設けること
- 地方自治体職員向けに、オープンデータ推進に必要な知見・技術を習得する研修に加え、オープンデータの意義・効果を理解する研修を実施するとともに、推奨データセットを拡充し、活用を推進すること
- データ流通・活用ルール等の検討にあたっては、検討状況を可能な限り公表するとともに、地方における取組も参考とすること

【提案先省庁：内閣府，総務省，経済産業省】

広島県の取組

- 県及び市町におけるオープンデータを推進。
- ひろしまサンドボックスにおいて、異分野間のデータ連携による新ビジネス・サービス創出を目指すデータ連携環境の構築に向けた実証事業を実施。

課題

- 職員の理解が進まないため、オープンデータに向けた取組にリソースを割くことができない。
- ステークホルダー間における流通させるデータの選定、データの管理・流通のルール等の構築に向けた協議が難航。

2 地方創生の推進

(2) 人づくり革命の推進

広島県の「人づくり」

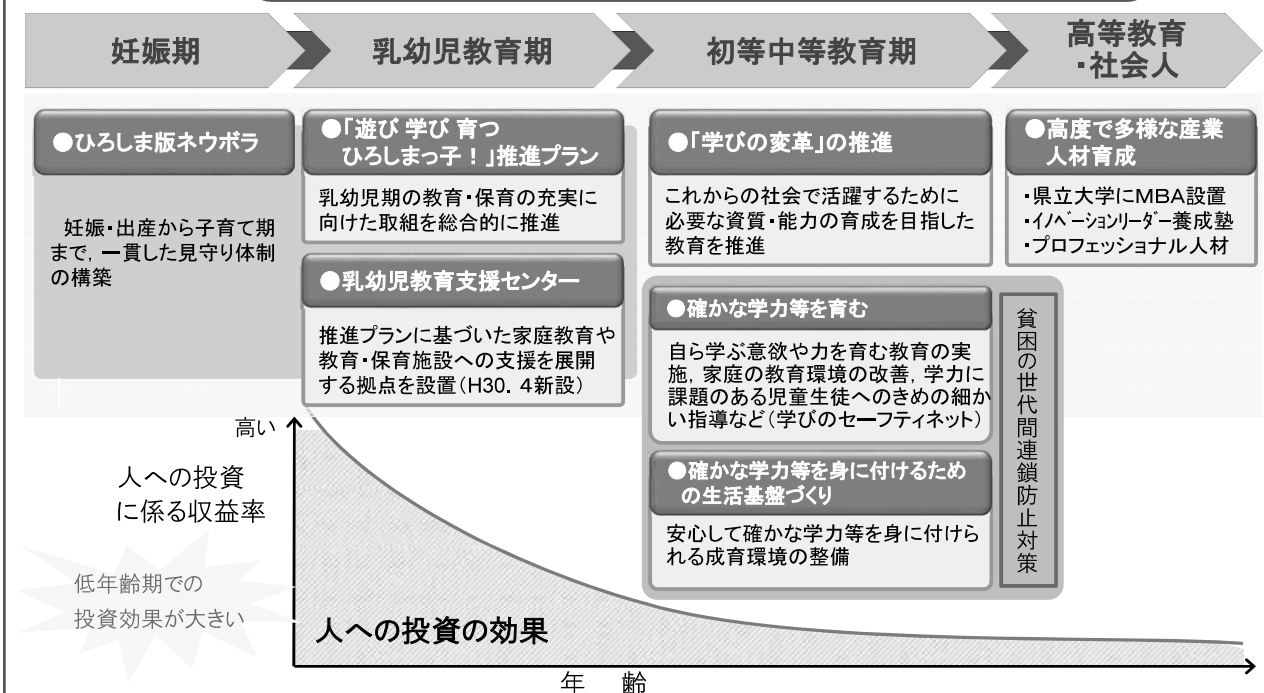
- 日本が将来にわたり、さらなる活力と競争力を創出していくためには、一人ひとりが持っている能力を最大限に開花させるとともに、未来を担う子供たちが次なる時代を切り拓く資質・能力を身につける環境を創り出していかなければならない。
- 特に、乳幼児期の教育・保育は、生涯にわたる人格形成や、小学校以降の教育の基盤を培う大変重要なものであるため、『安心して預けられる受け皿の確保』『乳幼児期の教育・保育の質の向上』を図る必要がある。
- 更に、人的投資の中でも、就学前教育や初等教育などライフサイクルの早い時期における教育投資ほど効果が大きいという研究がある。
- こうした中、本県では、乳幼児期から大学・社会人までを見据え、「生涯にわたって主体的に学び続け、多様な人々と協働して新たな価値を創造することのできる人材」を育成すべき人材として掲げ、一貫した取組を推進している。
- また、全ての子供たちが家庭の経済的事情にかかわらず、その能力と可能性を最大限高めることができるよう、学びのセーフティネットの構築や、確かな学力等を身に付けるための生活基盤づくりを地域社会で支える仕組みの整備などの推進により、貧困の世代間連鎖を断ち切ることが必要である。
- こうした認識に立ち、国においては、地方と連携して、人づくりに係る施策を力強く推し進めていただきたい。

2 地方創生の推進

(2) 人づくり革命の推進

広島県の施策体系

乳幼児期から社会人まで一貫した人材育成



国への提案事項

1 妊娠期から子育て期までの切れ目のないサポート体制の構築

(1) ひろしま版ネウボラ構築の推進

- 全ての子育て家庭との傾聴・対話を基本とした丁寧な面談により、信頼関係を構築し、必要に応じて適切な支援につなげる体制を構築するため、財政措置の拡充を図ること。

(2) 子供の予防的支援の推進

- 市町において子供の育ちに関する様々な情報を連携することにより、支援を要する子供の把握や効果的な支援につながる仕組みの構築が行われるよう財政的支援の充実を図ること。

2 幼児教育・初等中等教育に係る質的向上と量的拡大

(1) 保育士・幼稚園教員の確保

- 無償化によるニーズの増加に対応するため、保育士及び幼稚園教員を安定的に確保できるよう、平均給与が全産業平均レベルになるよう更なる処遇改善を実施すること。
- 幼児教育の質を向上させるため国の責任で、私学助成の対象となる幼稚園に対しても、保育所等における処遇改善と整合を図るスキームを構築すること。

国への提案事項

(2) 自然保育に対する国制度の創設及び財政支援

- 自然を活用した幼児教育・保育における新たな認可制度(又は登録制度等)の創設を検討すること。
- 地方自治体が独自の基準により認定・認証することにより、幼児教育・保育の質が一定水準以上に確保された自然保育を行う施設について、幼児教育・保育の無償化と同等の財政措置を講じること。

(3) 児童・生徒と向き合う時間の確保

- 児童生徒が必要な学力を身に付けるためには、充実した指導を行える時間を確保することが必要であることから、教職員定数の拡充や教職員をサポートする職員の配置等を充実すること。

3 学びのセーフティネットの構築

- 家庭の経済状況や児童生徒の学力等に応じた適切な支援を切れ目なく行うため、小学校低学年からの学習のつまずきの解消に向けた、学校における学習環境の整備や、家庭の教育環境の改善、地域の教育環境等の整備に対する支援の拡充も併せて検討すること。

【提案先省庁:内閣府, 総務省, 文部科学省, 厚生労働省】

2 地方創生の推進

(2) 人づくり革命の推進

広島県の取組

- 本県では、すべての子育て家庭を対象に、「子育ての安心感の醸成」「課題やリスクの確実な把握と早期支援」を目指し、妊娠・出産から子育て期まで、母子保健と子育て支援が一体となったワンストップによる切れ目のないサポート体制である「ひろしま版ネウボラ」の構築を推進している。
- 「ひろしま版ネウボラ」の特徴
 - ・ 身近な地域への拠点整備(日常生活圏域毎)
 - ・ 職員の手厚い配置(拠点毎に母子保健と子育て支援の専門職のセット配置)
 - ・ 定期面談による全数把握(妊娠期～0歳期に重点的に実施。3歳までに7回以上。)
 - ・ 医療機関や地域の関係機関との連携体制の構築
 - ・ 産前・産後サポート、産後ケア等のサービス提供
- 県内6市町においてモデル的に実施。効果や課題を整理した上で、全県展開を目指す。(平成29年度～)
- また、ネウボラを含めた子供の育ちに関する様々な情報をもとにAIを活用してリスクを予測し、予測結果を参考にして支援の必要性の判断を行い、最適な予防的支援を継続的に届ける仕組みを構築するため、モデル市町で実証試験を行っている。

～現状の成果等～

- リスクを抱える家庭の把握件数が増加(前年の約1.8倍。妊娠期は約2倍)
- 定期面談により、利用者の不安感が軽減(利用者アンケートにより、3～7割程度が軽減したと回答)
- 定期面談後、今後もネウボラ拠点を利用したいと回答した者が9割以上
- 定期面談以外の自発的な相談者数が増加(前年度の約2倍)

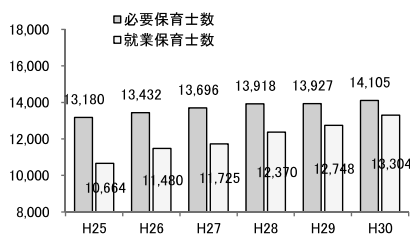
課題

- 「ひろしま版ネウボラ」の取り組みを県内全市町へ展開するための体制確保を行うに当たっては、既存の交付金等の制度では不十分である。
- 市町の保有している情報を部署横断的に活用し、リスクのある家庭の早期発見、早期支援を行うためには、家庭訪問などを行う専門人材の確保、AIの開発、複数の既存システムの連携などの財源が必要となる。

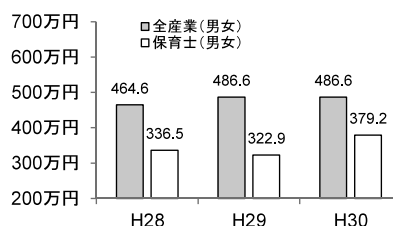
保育士の確保

- 働く女性の増加により保育ニーズが急増し、深刻な保育士不足が生じている。(有効求人倍率は大阪、東京に次いで全国第3位)
- 保育士の給与は改善されているが、依然として全産業平均よりも低額となっている。

<保育士の不足状況(広島県・推計)>



<平均年収の状況(広島県)>



課題

- 無償化の影響により、1・2歳児を中心に保育施設への入所の増加が見込まれ、保育士がさらに必要となる。
- 給与が低額なことにより、保育士への就業が進んでいない。
- 県単独で様々な施策に取り組んでいるが必要保育士数を確保するのは難しい。

自然保育(森のようちえん)



自然保育は、子どもの好奇心や想像力、自己肯定感、主体性、レジリエンス(精神的回復力)等を育む幼児教育として評価を高めている。



広島県においても、平成29年度に「ひろしま自然保育認証制度」を創設

認証団体: 33団体(R元.9.19現在)

森のようちえんとは…

森、里山など野外フィールドでの自然体験活動を基軸とした子育て・保育、乳児・幼少期教育の総称

課題

- 多くの「森のようちえん」は幼児教育・保育の無償化の対象外となっており、今のみまでは、
 - ・ 利用者の減少による、経営存続危機
 - ・ 地方の大自然を活用し、子供達の豊かな人間性の育成、心身の調和のとれた発達の基礎を培う取組の大幅な減少等が懸念される。

幼稚園教員の処遇改善

- 平成27年度から子ども・子育て支援新制度が開始され、新制度に移行した幼稚園等は、施設型給付(国・県・市町の義務的経費)として全国一律のスキームで実施され、全額公費で措置されている。
- 一方、新制度に移行していない幼稚園(約5割)の教員に係る処遇改善は、国が平成29年度から補助事業を開始したが、補助要件等は各都道府県で自由に設計するものとなっており、スキーム(補助率, 上限, 事業者負担)がバラバラになっている。
- 本県においては、平成30年度から、国の支援制度を活用して、事業者負担のない2%の補助(月5千円相当)を開始し、令和元年度からは3%に引き上げ(月7千円相当)で実施する等、幼稚園教員の処遇改善に取り組んでいる。

<施設型給付との比較>

| 区分 | 施設型給付 | 私学助成の幼稚園 |
|-------|---|--|
| 制度 | 法定の給付 | 補助 |
| 財政措置等 | 全額公費負担 (国1/2, 都道府県1/4, 市町村1/4) | 国は都道府県補助額の1/2以内を補助 |
| 補助要件等 | ①処遇改善加算Ⅰ 全教職員に6%を一律に支給(月額18千円程度) ②処遇改善加算Ⅱ 技能, 経験等に応じた追加加算(最大月額約40千円) | 次の①②以外は、都道府県で自由に制度設計 ※対象は専任教員のみ ①各都道府県が定める「ベースアップの基準」を超える給与改善の実施 ②給与改善が一時的なものではなく後年度にわたり効果が及ぶこと |

課題

- 私学助成の処遇改善事業について、助成要件のバラつきが、幼児教育の質のバラつきを生じさせるおそれがある。
- 補助事業は、全額、教員の給与の引き上げに充てられるものであるが、国の私学助成予算の範囲内で実施されるため、財源が不足する可能性がある。

2 地方創生の推進

(3) 地方の産業競争力の強化 ① Well-to-Wheel評価による取組の加速

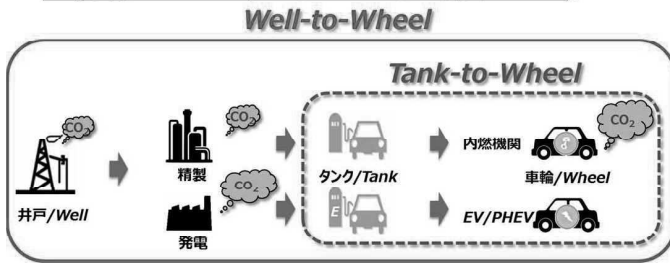
国への提案事項

1 内燃機関の重要性について

- Well-to-Wheel評価での地球温暖化対策の全体最適化や国内産業育成を図る観点から、中長期的に大半を占めると予想される内燃機関の一層の高度化について、引き続き支援すること。
- 特に、地球温暖化対策やエネルギーセキュリティの観点から、運輸部門におけるエネルギー源の多様化、低炭素化の有力手段の一つである、藻類由来のバイオディーゼル燃料等について、「カーボンリサイクル技術ロードマップ」に定めるとおり、早期の普及実現に向けた技術開発等を継続的に支援すること。

2 車体課税の見直しについて

- 車体課税については、地方における安定的な財源の確保を前提として、環境負荷の低減に対する要請の高まり等を踏まえ、Well-to-Wheel評価を基準とした自動車ユーザーが納得できる公平・公正な税制となるよう、必要な対策を講ずること。



【提案先省庁：経済産業省、国土交通省】

2 地方創生の推進

(3) 地方の産業競争力の強化

① Well-to-Wheel評価による取組の加速

現状と課題

- 「電気自動車がCO2を全く排出しない究極のエコ車」「電動化＝エコ」や「CO2を排出する内燃機関車は近く消滅する」などの認識もあるが、CO2排出については、Well-to-Wheelサイクルで客観的かつ公正に評価する必要がある。
- Well-to-WheelでのCO2排出量における電気自動車の優位性は各国の電源構成によって大きく異なり、国ごとにベストな対応を行う必要がある。
- また、電気自動車の本格的な普及には、「電池性能の向上」「充電インフラの普及」「充電時間の短縮」「低価格化」など多くのハードルがある。
- このことから、国際エネルギー機関(IEA)は2030年時点での電気自動車のシェアを8%、内燃機関の利用シェアを約9割と予測しており、地球温暖化対策の全体最適化を図る観点からは、内燃機関を高度化するとともに燃料のエコ化を進める必要がある。
- なお、車体課税においても、ユーザーにとって車両の環境性能の評価は客観的・公正に行われる必要があり、そのためには、Well-to-Wheelと実用燃費重視の観点が必要である。

国の取組状況等

【国のエネルギー施策】

- 第5次エネルギー基本計画
(前略)当面堅調な需要が見込まれる軽油については、バイオディーゼル燃料の研究開発動向や世界的な導入動向等を踏まえつつ、今後のバイオディーゼル燃料の導入のあり方を検討していく。

● カーボンリサイクル技術ロードマップの策定

資源エネルギー庁は、研究開発分野を特定し、開発のスケジュール感、克服すべき課題を明らかにした「カーボンリサイクル技術ロードマップ」を策定。(微細藻類バイオ燃料については、2030年をターゲットとした液体燃料の製造技術の一つとして記載)

【新燃費基準の策定】

経済産業省・国土交通省の合同会議において取りまとめられた「乗用車燃費基準等」において、Well-to-Wheel評価及びWTLCモードでの燃費値算定を明記。

【令和2年度与党税制改正大綱(検討事項)】

自動車関係諸税については、技術革新や保有から利用への変化等の自動車を取り巻く環境変化の動向、環境負荷の低減に対する要請の高まり等を踏まえつつ、国・地方を通じた財源を安定的に確保していくことを前提に、その課税のあり方について、中長期的な視点に立って検討を行う。